

新潟県柏崎市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的として、浄化槽設置整備事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）の定めによるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいい、生物化学的酸素要求量（以下この項において「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上で、その放流水のBODが20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により、浄化槽とみなされたし尿のみを処理するものをいう。
- (3) くみ取便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する基準に適合するくみ取便所の便槽をいう。

2 この要綱において「補助対象地域」とは、次に掲げる地域を除く地域をいう。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による認可を受けた事業計画において定める予定処理区域
- (2) 農業集落排水事業実施地域
- (3) 浄化槽を用いて集合処理をしている地域
- (4) 市長が別に定める地域

(補助対象範囲)

第3条 補助対象範囲は、浄化槽の整備に直接必要な次の範囲とする。ただし、浄化槽の設置された家屋を建て替え、又は増築する場合の

浄化槽設置及び既設浄化槽の更新又は改築については、災害に伴い必要となった場合を除き、対象の範囲外とする。

- (1) 建築基準法施行令の規定に基づく処理対象人員の算定方法（昭和44年7月建設省告示第3184号）により算定した処理対象人員50人以下の浄化槽（合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）が適用される浄化槽にあっては、国庫補助指針に適合する全国浄化槽推進市町村協議会に登録した浄化槽）に係る本体費用及び本体の設置に必要な工事費
- (2) 単独処理浄化槽及びくみ取便槽から浄化槽への転換（既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽から浄化槽への転換（水回りのリフォームと併せて実施する場合を含む。））に係る前号の工事に附帯して行う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費）
- (3) 単独処理浄化槽及びくみ取便槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）

（補助金交付の対象者）

第4条 市長は、補助対象地域内において、次に掲げる住宅等に浄化槽を設置（共同で設置する場合を含む。）しようとする者に対して、予算の定める範囲内で補助金を交付する。

- (1) 専用住宅
- (2) 店舗等併用住宅（居住の用に供する部分が建物全体の延べ床面積で2分の1以上のもので、居住の用に供する部分に限る。）
- (3) 地域住民の集会の場となる施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに浄化槽を設置する者

- (2) 住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 販売の目的で浄化槽付き住宅を建築する者
- (4) 長屋建住宅及び共同住宅に浄化槽を設置する者
- (5) 国庫補助金又は県補助金を受けて地域住民の集会の場となる施設を建築する者
- (6) 別荘等の常時居住しない住宅に浄化槽を設置する者
(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、第3条各号に規定する本体費用及び工事費と次の表に掲げる区分ごとの限度額とを比較して、少ない方の額とする。ただし、店舗等併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の面積における処理対象人員に相当する人槽とする。

区分		限度額
第3条第1号	5人槽	352,000円
	6・7人槽	441,000円
	8～50人槽	588,000円
第3条第2号	宅内配管工事費	300,000円
第3条第3号	撤去工事費	90,000円

(様式及び提出期限)

第6条 補助金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽設置整備事業補助金交付申請書 別記第1号様式
- (2) 浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書 別記第2号様式
- (3) 浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書 別記第3号様式
- (4) 浄化槽設置整備事業補助金変更承認申請書 別記第4号様式
- (5) 浄化槽設置整備事業補助金実績報告書 別記第5号様式
- (6) 浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書 別記第6号様式

2 前項第5号の書類の提出期限は、補助事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 新潟県柏崎市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 2 年 3 月告示第 5 0 号）による補助金の支払については、平成 2 9 年 5 月 3 1 日までの間は、失効後も、なおその効力を有する。

(失 効)

- 3 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和 9 年 5 月 3 1 日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、令和 4 年 3 月 3 1 日から施行する。